

県南広域振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分をした旨届出があった。

平成21年1月6日

県南広域振興局長 勝 部 修

届出者の名称（氏名）	所在地	地区名	換地処分年月日
東磐井郡藤沢町 星健一ほか13名	東磐井郡藤沢町	車田	平成20年12月25日